

川崎市立井田病院院内委員会要綱

平成19年4月1日

19川井病庶第291号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）設置する委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本院に別表に定める委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第3条 委員会は、本院の病院長（以下「病院長」という。）が指名する委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の保存)

第6条 委員会の議事録は、これを3年間保存しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- （1）医療安全管理委員会
- （2）医療安全部会
- （3）検査診断報告書等確認対策部会
- （4）院内感染対策委員会
- （5）感染部会
- （6）輸血療法委員会
- （7）放射線安全委員会
- （8）医療ガス安全管理委員会
- （9）衛生委員会
- （10）働き方改革推進委員会
- （11）薬事委員会
- （12）医療機器管理委員会
- （13）透析機器安全管理委員会
- （14）医療放射線管理委員会
- （15）医療事故防止対策委員会
- （16）治験・臨床研究倫理審査委員会
- （17）倫理委員会
- （18）保険委員会
- （19）D P C 委員会
- （20）診療情報管理委員会
- （21）医療情報システム安全管理部会
- （22）診療録管理委員会
- （23）救急医療運営委員会
- （24）当直検討部会

- (25) 院内救急対応部会
- (26) RST(呼吸サポートチーム) 部会
- (27) 災害時医療等委員会
- (28) D M A T 部会
- (29) 地域連携委員会
- (30) 地域がん診療連携拠点病院推進委員会
- (31) キャンサーボード (部会)
- (32) 化学療法管理委員会
- (33) クリニカルパス委員会
- (34) 褥瘡対策委員会
- (35) N S T (栄養サポートチーム)運営委員会
- (36) 給食委員会
- (37) 職員研修委員会
- (38) 研修管理委員会
- (39) 看護師特定行為研修部会
- (40) 図書委員会
- (41) 機種・診療材料選定委員会
- (42) 市民交流・サービス向上委員会
- (43) ホームページ・広報委員会
- (44) 臨床検査管理委員会
- (45) 外来診療委員会
- (46) 手術部委員会
- (47) H C U 委員会
- (48) 院内がん登録運用委員会
- (49) 地域包括ケア病棟運営委員会

- (50) 緩和ケア委員会
- (51) がんサポート・緩和ケア部会
- (52) 病床管理運営委員会
- (53) ハラスメント防止対策委員会
- (54) 糖尿病サポートチーム運営委員会
- (55) 認知症ケア運営委員会
- (56) 病院機能評価対策委員会